

平成 19 年 8 月 2 日
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（災害復旧・復興担当）

「被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告」 に対する意見募集について

内閣府では、本年 3 月に「被災者生活再建支援制度に関する検討会」を設置しました。この検討会は、被災者生活再建支援制度について、平成 16 年の制度改正から 3 年が経過したことから、改正時の附帯決議も踏まえて、その総合的な検討を行うことを目的としたもので、年内の最終報告を目指しています。

7 月 30 日に開催された第 5 回検討会においては、中間報告がとりまとめられました。これは、中間的な報告として、現状の問題点を整理して、目指すべき制度改正の基本的な方向を示すとともに、考えられる限りの改善方策をその問題点と併せて示したものとなっていますが、最終報告に向けて検討を進めるに当たり、各層からの幅広い御意見が寄せられることを期待しているものです。

今般、中間報告に対して、下記の要領により国民の皆様からの御意見を広く募集することといたしました。お寄せいただいた御意見は、検討会に報告し、本年末に予定している最終報告の取りまとめに向けた議論に活用させていただきます。

記

1．意見公募の対象となる中間報告及び関連資料の入手方法

- (1) 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）室において配布
- (2) 内閣府防災情報のページ（<http://www.bousai.go.jp/hou/kentou/tyukan.html>）に掲載
電子政府の総合窓口（e-Gov）のパブリックコメント（意見募集）のページからも入手可能

2．資料

- ・被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告（本文及び参考資料）
- ・被災者生活再建支援制度に関する検討会中間報告（概要）

3．意見の提出方法

- (1) インターネットによる提出 <http://www.ijjnet.or.jp/cao/bousai/opinion-fukkou.html>

(2) 郵便 〒100-8969 東京都千代田区霞が関1-2-2
内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(災害復旧・復興)
被災者生活再建支援法担当

(3) ファクシミリ 03-3581-8933

4. 意見の募集期間

平成19年8月3日から9月2日まで(郵便の場合は当日までに必着のこと)

5. 意見の提出上の注意

提出の御意見は、日本語に限ります。また、個人は住所・氏名・性別・年齢・職業を、法人は法人名・所在地を記載して下さい。これらは、個人や法人を特定できる情報を除き、公表する場合がありますので御了承願います。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

なお、電話での意見はお受けしませんので御了承願います。

連絡先・問い合わせ先

内閣府 災害復旧・復興担当

参事官補佐 菊 地

参事官付 仲 島

TEL 03-3501-5191(直通)